

Guidelines on the application of Union competition law to collective agreements regarding the working conditions of solo self-employed persons (2022/C 374/02)

>単独自営業者の労働条件に関する団体協約への連合競争法の適用に関するガイドライン（2022/C 374/02）

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52022XC0930\(02\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52022XC0930(02)&from=EN)
-----[Start of Page 002]-----

30.9.2022 EN Official Journal of the European Union

>欧州連合官報 30.9.2022

.【日本語訳】

>欧州委員会からの通知

..> 単独自営業者の労働条件に関する団体協約への欧州連合の競争法の適用に関する指針
>(2022/C 374/02)

...>1. はじめに

>(1) 本ガイドラインは、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第101条に基づき、自営業者の労働条件に関する自営業者と一つ又は複数の事業者（「取引先」）との団体交渉の結果締結された事業者間の協定、事業者の団体による決定及び協調的実践（総称して「協定」と呼ぶ）を評価する原則を定めるものである。

>(2) 本ガイドラインでは、以下の定義を適用する。

>(a) 「単独自営業者（solo self-employed person）」とは、雇用契約を締結していない者又は雇用関係にない者であって、当該サービスの提供を主として自己の個人的労働力に依存している者をいう。

>(b) 「取引先（counterparty）」とは、単独自営業者がその役務を提供する事業、すなわちその職業上の顧客（事業者の団体を含む）をいう。

>(c) 「団体協約」とは、その性質及び目的から当該自営業者の労働条件に関わる範囲で、自営業者又はその代表者とその取引先／会社との間で交渉され締結された協約を意味する[1]。

>(d) 「デジタル労働プラットフォーム」とは、以下の要件をすべて満たす商業サービスを提供する自然人または法人を意味する。(i)ウェブサイトやモバイルアプリケーションなどの電子的手段を通じて、少なくとも部分的に遠隔で提供されること、(ii)サービスの受け手の要求に応じて提供されること、(iii)必要かつ不可欠な要素として、仕事がオンラインで行われるか特定の場所にあるかどうかに関係なく、個人によって行われる仕事の組織を含むこと [2]。

>(3) TFEU101条は、特に、直接的または間接的に購入価格や販売価格、その他の取引条件を固定し、域内市場における競争を制限する事業者間の協定を禁止している。欧州連合の競争規則は、欧州連合条約（TEU）第3条3項に基づくものであり、同条項は、欧州連合が、競争を歪めないことを確保する制度を含む域内市場を確立することを定めている[3]。

>(4) TEU第3条3項も、EUが「完全雇用と社会進歩を目指す、競争力の高い社会的市場経済」

を促進しなければならないと定めている。同様に、TFEU第9条は、「その政策及び活動を定義し、実施するに当たり、同盟は、高度の雇用の促進、適切な社会保護の保障、社会的排除との戦い、並びに高度の教育、訓練及び人の健康の保護に関連する要件を考慮しなければならない」と定めている。そのために、EUは社会対話と団体交渉の重要な役割を認識し、TFEU第152条に基づき、「社会的パートナー間の対話を促進し、その自治を尊重する」ことを約束する。欧州連合の基本的権利憲章の第28条は、さらに団体交渉と行動の権利[4]を認めている。

×[1] この定義は、加盟国において社会対話の文脈で使用される「団体協約」の定義を損なうものではない。

×[2] 「デジタル労働プラットフォーム」という用語は、プラットフォーム労働における労働条件の改善に関する欧州議会と理事会の指令の提案、COM (2021) 762 final (プラットフォーム労働指令の提案) に従い定義されている。欧州委員会は、プラットフォーム労働指令の採択版における同じ用語の定義がそれと大きく異なる場合、本ガイドラインにおける定義を更新する必要性を検討する。

×[3] TFEUのタイトルVII、第1章、セクション1、およびTEUとTFEUの第27議定書。

×[4] 改善された労働条件と適切な社会的保護は、欧州社会権の柱の基本原則でもあり、その下で「社会的パートナーは、国の慣行に従って経済、雇用および社会政策の設計と実施について協議されなければならない」、「それらに関連する事項で団体協約を交渉し締結することが奨励されなければならない」。欧州社会権の柱、ポイント8、https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/economy-works-people/jobs-growth-and-investment/european-pillar-social-rights/european-pillar-social-rights-20-principles_en を参照。

-----[Start of Page 003]-----

×(5) 欧州連合司法裁判所（以下、裁判所）は、アルバニーにおいて、労使間の団体交渉の文脈において、競争の一定の制限は使用者と労働者を代表する組織間の団体協約に内在し、労働条件の改善のために必要であると判断した際、連合の社会政策の目的を考慮した[5]。したがって、使用者と労働者の団体交渉の枠組みで締結され、その性質と目的から、（賃金を含む）労働条件の改善を意図した協定は、TFEU101条の範囲外であり、したがってEU競争法を侵害しない（「アルバニーの例外」）[6]。

×(6) 自営業者の場合は状況が異なる。TFEU第101条の禁止は「事業」に適用され、これは、法的地位や資金調達の方法にかかわらず、経済活動に従事するあらゆる事業体をカバーする広い概念である[7]。したがって、自営業者は、たとえ個人で仕事をしているとしても、所定の市場において報酬を得てサービスを提供し、独立した経済活動者として活動を行うことから、原則として、TFEU第101条にいう事業者である[8]。

×(7) 裁判所は、この点に関して、アルバニーの例外は、労働者と同等の状況にあると考えられることから、「偽装自営業者」も対象となることを明確にしている[9]。(a)特に仕事の時間、場所、内容を選択する自由に関して、使用者の指示の下で行動すること、(b)使用者の商業的危険 (risk) を共有しないこと、(c)その関係が続く限り、使用者の事業の不可欠な部分を形成し、したがってその事業と経済単位を形成している場合、その個人が偽装自営業者であると裁判所は考えてきた。これらの基準は、その者が税務、行政又は組織上の目的で国内法の下で自営業者に分類されるかどうかに関係なく、EU競争法の適用目的のために適用され、

個々の事例の事実に照らしてケースバイケースで評価することが要求される[10]。とはいえ、偽装自営業者が裁判所または行政当局によって労働者であると認定されるまでは、その者はアルバニーの例外が適用されるという法的確実性を持ち得ない。労働者であると認定された場合、その者が労働条件の改善を目的とした団体交渉や協定を締結することによって、TFE U101条に抵触するおそれはない。

>(8) 同時に、一部の自営業者は、労働条件に影響を与えることが困難である。これは特に、自分自身で働き、主として生計を立てるために自分自身の個人的な労働力に頼っている単独自営業者の場合である。労働者と同じように依頼者(principal)の事業に完全に組み込まれていないとしても、ある種の単独自営業者は依頼者(principal)から完全に独立しているとは言えず、十分な交渉力を持たない場合もある。最近の労働市場の発展は、このような状況に拍車をかけている。最近の労働市場の発展は、特にビジネスや個人的なサービスの下請けやアウトソーシングの傾向、生産プロセスのデジタル化、オンラインプラットフォーム経済の台頭など、この状況に拍車をかけている[11]。団体交渉は、こうした単独自営業者の労働条件を改善するための重要な手段となりうる。

>[5] 1999年9月21日の判決、Albany International BV v Stichting Bedrijfspensioenfonds Textielindustrie, C-67/96, EU:C:1999:430, paragraph 59.を参照のこと。2014年12月4日判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/13, EU:C:2014:2411, paragraph 22; 2007年12月11日判決、国際運輸労連及びフィンランド船員組合 viking Line ABP 及び O- Viking Line Eesti, C-438/05, EU:C:2007:772, paragraph 49; 2009年7月9日判決、3F v Commission of the European Communities, C-319/07, EU:C:2009:435, paragraph 50も参照されたい。

>[6] 2014年12月4日判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/13, EU:C:2014:2411, paragraph 23、1999年9月21日判決、Albany International BV v Stichting Bedrijfspensioenfonds Textielindustrie, C-67/96, EU:C:1999:430, paragraph 60; 1999年9月21日判決、Brentjens' Handelsonderneming BV v Stichting Bedrijfspensioenfonds voor de Handel in Bouwmaterialen, C-115/97, EU:C:1999:434, paragraph 57; 1999年9月21日判決、Maatschappij Drijvende Bokken BV v Stichting Pensioenfonds voor de Vervoer- en Havenbedrijven, C-219/97, EU:C:1999:437, paragraph 47; 2000年9月12日判決、Pavel Pavlov and Others v Stichting Pensioenfonds Medicalische Specialisten, C-180/98, EU:C:2000:428; 2000年9月12日判決、C-319/98, EU:C:2000:225, BV v Stichting Pensioenfonds Medische Specialisten, EU:C:2000:428, paragraph 67; 2000年9月21日判決、Hendrik van der Woude v Stichting Beatrixoord, C-222/98, EU:C:2000:475, paragraph 22; 2011年3月3日判決、AG2R Pr. voyage v Beaudout Pr. et Fils SARL, C-437/09, EU:C:2011:112, paragraph 29.

>[7] 1991年4月23日の判決、Klaus H. fner and Fritz Elser v Macrotron GmbH, C-41/90, EU:C:1991:161, paragraph 21; 1995年11月16日判決、F. d'ration Fran. aise des Soci. t. s d'Assurance, Soci. t. Paternelle-Vie, Union des Assurances de Paris-Vie and Caisse d'Assurance et de Pr. voyage Mutuelle des Agriculteurs v Minist. re de l'Agriculture et de la P. che, C-244/94, EU:C:1995:392, paragraph 14; 1997年12月11日判決、Job Centre coop. arl, C-55/96, EU:C:1997:603, paragraph 21.

>[8] 2014年12月4日判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/13, EU:C:2014:2411, paragraph 27; 2013年2月28日判決、Ordem dos T. cnicos Oficiais de Contas v Autoridade da Concorr. ncia, C-1/12, EU.の項を参照。C:2013:127, paragraphs 36 and 37; 2006年12月14日判決、Confederaci. n Espa. ola de Empresarios de Estaciones de Servicio v Compa. a Espa. ola de Petr. leos SA, C-217/05, EU:C:2006:784, paragraph 45.のとおりである。

>[9] 2014年12月4日判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/1

3, EU:C:2014:2411, paragraphs 30, 31 and 42.の項。

>[10] 2014年12月4日の判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/13, EU:C:2014:2411, paragraphs 36 and 37.

-----[Start of Page 004]-----

>(9) このような背景から、本ガイドラインは、(a)労働者と同等の状況にある自営業者による団体協約は、TFEU101条の範囲外であること、(b)相手方に対する交渉力の不均衡が生じる自営業者の団体協約に対して、欧州委員会が介入しないことを明確にするものである。

>(10) 本ガイドラインは、欧州委員会が欧州連合法の他の規則や原則の適用を損なうことなく、欧州連合競争法をどのように適用するかを説明するものである。本ガイドラインは、いかなる社会的権利や義務も生み出すものではなく、社会政策における加盟国の特権や社会的パートナーの自治に影響を与えるものではない。特に、国内法および／または加盟国の慣行の枠組みにおける団体交渉の組織化に関して、加盟国および／または社会的パートナーの権限に影響を与えない。また、国内法[12]の下での「労働者」または「自営業者」の用語の定義や、連合法または国内法の下で単独自営業者が雇用状態の再分類を求める可能性（またはそのようなケースを評価する国内当局/裁判所）を害するものではない。本ガイドラインは、特定の自営業者とその取引先が、TFEU101条を侵害するリスクを冒すことなく、団体交渉や協定を締結できる条件を明確にしているに過ぎない。

>(11) 本ガイドラインはまた、団体交渉の枠内で締結された協定に関連する、裁判所によるTFEU101条のその後の解釈を害することはない。また、TFEU42条に規定されるEU競争法及び農業・漁業部門に関連するEU法の適用に影響を与えるものではない[13]。さらに、本ガイドラインは、以下の協定をTFEU101条1項の適用から除外するTFEU101条3項の適用を害することなく適用される。(a)商品の生産又は流通の改善、又は技術的若しくは経済的進歩の促進に寄与し、(b)その利益の公正な配分を消費者に伝え、(c)必要不可欠な競争制限のみを含み、(d)問題となっている商品又はサービスの相当部分に関して競争を排除する可能性を当事者に与えない[14]協定をTFEU101条1項の適用から除外する。

>(12) 誤解を避けるため、本ガイドラインの範囲に含まれない自営業者が交渉し締結した団体協約は、必ずしもTFEU101条に違反しないが、企業間の他の種類の協定と同様に、ケースバイケースの評価が必要である。

>[11] さらに、COVID-19危機は多くの単独自営業者をさらに弱体化させた。彼らの収入減は、国の社会保障制度や専用の支援措置が弱いか存在しないために悪化しているからである。欧州議会、EUにおける芸術家の状況と文化的復興に関する2021年10月13日の報告書（2020/2261(INI)）、文化・教育委員会、https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2021-0283_EN.html#title1 を参照のこと。

>[12] 裁判所の定型判例法によれば、雇用関係の本質的な特徴は、「ある者が一定の期間、報酬を受け取る見返りとして、他の者のために、その指揮の下に役務を提供する」ことである。なお、「労働者」または「自営業者」としての分類は、裁判所の判例を考慮し、主に国内法の下でケースバイケースで決定される。2014年12月4日判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/13, EU:C:2014:2411, paragraph 34; 2013年2月21日判決、L. N. v Styrelsen for Videregående Uddannelser og Uddannelsesstøtten, C-46/12, EU:C:2013:97, p

aragraph 40; 2014年9月10日判決、Iraklis Haralambidis v Calogero Casilli, C-270/13, EU:C:2014:2185, paragraph 28; 2020年7月16日判決、Governo della Repubblica italiana (Status of Italian Magistrates), C-658/18, EU:C:2020:572など。

×[13]農産物市場の共通組織を確立し、理事会規則 (EEC) No 922/72、(EEC) No 234/79、(EC) No 1037/2001、(EC) No 1234/2007を廃止する2013年12月17日の欧州議会と理事会の規則 (EU) No 1308/2013の206条から210条 (OJ L 347, 20.12.2013, p. 671)。671)、水産物と養殖製品の市場の共通組織に関する2013年12月11日の欧州議会と理事会の規則 (EU) No 1379/2013の40条と41条、理事会規則 (EC) No 1184/2006と (EC) No 1224/2009を修正し、理事会規則 (EC) No 104/2000 (OJ L 354, 28.12.2013, p. 1) を廃止する。

×[14] 欧州委員会からの通信-通知-条約第81条3項の適用に関するガイドライン(OJ C 101, 27.4.2004, p. 97)のポイント(34)。

-----[Start of Page 005]-----

..>2. 一般的な適用範囲

...>2.1. 本ガイドラインの対象となる協定の種類

×(13) 本ガイドラインは、(2)(c)で定義される「団体協約」に適用される。

×(14) 自営業者の集団代表のための手段を決定する加盟国の裁量を害することなく、本ガイドラインは、社会的パートナーまたは他の団体を通じた交渉から、単独の自営業者またはその代表者による取引先/会社またはそれらの取引先の団体との直接交渉まで、国内法および慣行に従って行われるすべての形態の団体交渉に適用される。また、自営業者が個人またはグループとして、取引先と労働者/自営業者のグループとの間で締結された既存の団体協約の適用を希望する場合（「オプトイン」）にも対応する。

×(15) 自営業者の労働条件には、報酬、報酬およびボーナス、労働時間および労働形態、休日、休暇、仕事が行われる物理的空間、健康と安全、保険および社会保障、ならびに自営業者がサービスの提供を中止する権利または取引先がそのサービスの使用を中止する権利がある条件などの事項が含まれる。

×(16) 団体協約の交渉と締結は、団体協約の交渉と締結に先立ち、各交渉側の複数の当事者間で一定の調整が行われることを前提にしている。このような調整は、主題（労働条件）に対する共通のアプローチ及び/又は交渉の形態（多国間又は代表者の指名など）を決定するために、各交渉側の当事者間の合意又は情報交換の形態をとることができる。そのような調整が団体協約の交渉または締結に必要なかつ適切である限り、本ガイドラインの目的上、それが関連する（または交渉が失敗した場合に関連したであろう）団体協約と同じように扱われる [15]。

×(17) 本ガイドラインは、自営業者の労働条件を改善するために、自営業者とその相手方/会社との交渉（または交渉の準備）の範囲外での団体による決定や事業者間の協定や協調的実践を対象としていない。特に、労働条件の規制を超えた協定や、自営業者や取引先が消費者にサービスを提供する条件（特に価格）を決定する協定[16]、または事業者が必要とする労働者を雇用する自由を制限する協定は対象外である。

...>事例1

>状況： 自営業のライダーが、B市で活動する3つの配送プラットフォームにサービスを提供している。配送プラットフォームとライダーの間には、プラットフォームがライダーに支払わなければならないサービス料と、プラットフォームのライダーに対する最低限の安全衛生義務について定めた団体協約が存在する。この団体協約は、ライダーがサービスを市内の特定の地域に限定することを定めている。そのため、協定では市内を3つのエリアに分け、各プラットフォームのライダーのために1つのエリアを設けている。これとは別に、B市の自営業のライダーは、1日の労働時間のうち4時間あたり20件以上の配達を行わないことを互いに合意している。

[15]例えば、取引先が団体交渉で自営業者と話し合えるような報酬の幅を決めるための取引先同士の調整も、ガイドラインの対象である。このような調整は、団体協約の交渉や締結に必要なかつ適切であり（(16)項）、反競争的な合意にあたらぬ限り（(17)項）、ガイドラインの対象となる。反競争的な合意とは、例えば、取引先がそのような調整を通じて交換された情報を中心にして、それぞれの単独自営業者に対して同じ報酬を一方的に設定するような場合に生じる可能性のあるものである。このような慣行は、単独自営業者との団体交渉に必要なかつ適切な範囲を超えるものであるため、本ガイドラインの対象とはならない。

>[16] 消費者の権利に関する2011年10月25日の欧州議会及び理事会の指令2011/83/EUの第2条(1)項、欧州議会及び理事会の理事会指令93/13/EEC及び指令1999/44/ECを修正し、欧州議会及び理事会の理事会指令85/577/EEC及び指令97/7/ECを廃止する (OJ L 304, 22.11.2011, p.64)。

-----[Start of Page 006]-----

>分析： この例は、TFEU101条の意味における事業者間の2つの協定、(a)プラットフォームと自営業者間の団体協約、(b)自営業者間の最大配達数に関する協定について言及している。団体協約は、団体交渉の結果であり、自営業ライダーがプラットフォームにサービスを提供する際の労働条件（料金、健康・安全条件）を規定するものであるため、本ガイドラインの対象となる。しかし、団体協約のうち、3つのプラットフォーム間で都市の領域を分割する部分は、労働条件に関するものではなく、市場共有協約を構成するものであり、そのため、対象[17]によりTFEU101条に抵触する可能性がある。

>これに対し、単独自営業者ライダー間の1営業日当たりの配達回数に関する個別の合意は、単独自営業者とその取引先・関係者との集団交渉の結果ではないため、本ガイドラインの対象とはならず、個別に評価する必要がある。

...>事例2

>状況： 加盟国Xのプロスポーツクラブは、選手が一方のスポーツクラブと契約している間、互いのクラブから選手を雇わないことに互いに合意している。また、クラブは35歳以上の選手の報酬レベルについて調整している。

>分析： スポーツクラブ間の取り決めは、TFEU101条の意味における事業者間の協定を構成する。これらの取り決めは、単独の自営業者とその取引先の間で交渉されたものではなく、したがって団体協約ではないため、本ガイドラインの対象にはならない。最初の取り決めは、市場で最高のアスリートを雇うためにスポーツクラブ間の競争を制限するため、目的によってTFEU101条に違反する可能性が高い。2つ目の（賃金固定の）取り決めも、本質的に競争

者（クラブ）間の投入コストを調整するための合意であるため、目的上、TFEU101条に違反する可能性が高い。全体として、この事例は本ガイドラインの範囲外であり、TFEU101条を侵害する可能性が高い、労働市場における事業者の慣行を示している。

..>2.2. 本ガイドラインの対象者

>(18) 本ガイドラインは、ポイント(2)(a)で定義された「自営業者」の労働条件に関連する団体協約対象とする。自営業者は、サービスを提供するために、特定の商品または資産を使用することがある。例えば、清掃員は清掃用具を使用し、音楽家は楽器を演奏する。このような場合、物品は最終的なサービスを提供するための補助的な手段として使用されるため、自営業者は個人的な労働に依存しているとみなされる。対照的に、本ガイドラインは、単独自営業者の経済活動が、単に商品や資産の共有や利用、商品・サービスの再販である状況には適用されない。例えば、自営業者が宿泊施設を貸したり、自動車部品を転売する場合、これらの活動は、個人的な労働の提供ではなく、資産の利用（asset exploitation）や商品の転売に関連している。

>(19) 本ガイドラインの第3節では、欧州委員会がTFEU101条の範囲外であると考える単独自営業者が関与する団体協約のカテゴリーを示し、第4節では、欧州委員会が介入しない団体協約のカテゴリーを示している。単独自営業者、または団体協約が本ガイドラインのセクション3または4で特定されたカテゴリーに属するという事実にもかかわらず、このセクションで規定された本ガイドラインの範囲を定義する一般原則は、引き続き適用される。セクション3と4で規定された基準は、単独自営業者が集団で交渉し、取引先/会社と協定を締結する時に満たされなければならない。

>[17] 団体協約が、3つのプラットフォームがサービスを提供する営業時間など、労働条件以外の事項を規制している場合にも、競争の制限が認められる可能性がある。

-----[Start of Page 007]-----

..>3. TFEU101条の範囲外の労働者と同等な（comparable）単独自営業者による団体協約

>(20) 単独の自営業者が労働者と同等の状況にある場合、その団体協約は、偽装自営業者であるための基準（本ガイドラインのポイント（7）を参照）を満たすかどうかにかかわらず、TFEU第101条の範囲外であるとみなされる[18]。

>(21) 裁判所は、自営業のサービス提供者を対象とする団体協約は、サービス提供者が労働者と同等の状況にある場合、労使間の対話の結果とみなすことができると判断している[19]。また、「今日の経済では、一部の自営業者の事業者としての地位を確立することは必ずしも容易ではない」ことを確認した[20]。また、裁判所は、サービス提供者が、市場における自らの行動を独自に決定せず、完全に事業主（principal）に依存している場合、サービス提供者は、事業主（principal）の活動から生じる財務上または商業上のリスクを負わず、事業主（principal）の事業における補助機関として運営されているため、独立した事業者（trader）、ひいては事業(undertaking)としての地位を失う可能性があると判断している[21]。

>(22) これらの基準に基づき、また、欧州連合の労働市場および各国の労働市場の発展（法律および判例法において）を考慮して、（欧州）委員会は、本ガイドラインの3.1、3.2および3.3で言及されている単独自営業者の諸部類（categories）は労働者と同等の状況にあり、したがって彼らによって交渉および締結された団体協約はTFEU101条の適用外であると考えられる[22]。

...>3.1. 経済的に依存する自営業者

>(23) 独占的または主に1つの取引先(counterparty)にサービスを提供する自営業者は、その取引先に対して経済的に依存する状況にある可能性が高い。一般的に、そのような自営業者は、市場で独自に行動を決定することはなく、取引先に大きく依存し、その事業の不可欠な部分を形成し、したがって、その取引先と経済単位を形成している。さらに、そのような単独自営業者は、自分の仕事がどのように遂行されるべきかについて指示を受ける可能性が高い。経済的に依存する単独自営業者の問題は、それぞれの国内措置によって定められた基準を満たすことを条件に、そのような単独自営業者に団体交渉の権利を認める多くの国内法によって認識されている[23]。

>(24) 欧州委員会は、単独自営業者が、1年間または2年間の平均で、仕事に関する総収入の少なくとも50%を単一の取引先から得ている場合、経済的依存の状況にあると考える[24]。

>[18] 2014年12月4日判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/13, EU:C:2014:2411; 1999年9月21日判決、Albany International BV v Stichting Bedrijfspensioen fonds Textielindustrie, C-67/96, EU:C:1999:430.など。

>[19] 2014年12月4日の判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/13, EU:C:2014:2411, paragraphs 31 and 42.

>[20] 2014年12月4日の判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/13, EU:C:2014:2411, paragraph 32.

>[21] 2014年12月4日判決、FNV Kunsten Informatie en Media v Staat der Nederlanden, C-413/13, EU:C:2014:2411, paragraph 33; 2006年12月14日判決、Confederación Española de Empresarios de Estaciones de Servicio v Compañía Española de Petróleos SA, C-217/05, EU:C:2006:784, paragraphs 43 and 44.

>[22] 第3節と第4節で言及されている単独自営業者のカテゴリーは重複している場合がある。したがって、一部の単独自営業者は、これらのカテゴリーのうちの1つ以上に該当する場合がある。

>[23] 例えば、1969年8月25日に発行された版の団体協約法第12a条（連邦法公報I、1323頁）に基づくドイツ（最終改正は2020年5月20日の法律第8条（連邦法公報I、1055頁））や、2007年7月11日の法律20/2007第11条（自営業の地位、2007年7月12日の官報第166号、29964から29978頁）に基づくスペインなどはいずれも経済的依存度の基準に依拠している。

>[24] これは、自営業者が取引先に対して1年未満でサービスを提供する場合にも適用される。

-----[Start of Page 008]-----

> (25) したがって、経済的依存関係にある自営業者とその経済的依存関係にある取引先との間で締結された労働条件に関する団体協約は、TFEU101条の範囲外である。

...>事例3

>状況： X社は建築家事務所であり、プロジェクトの完成のために多数の（自営業の）建築家と契約している。建築家は、税務申告により、収入の90%をX社から得ていることが証明されている。建築家はX社と集団で交渉し、最大週45時間の労働時間、26日の年次休暇、各建築家の経験レベルに基づく所定の報酬率などを定めた契約を締結している。

分析： 独立自営の建築家は、他の独立請負契約者と同様に、一般的にTFEU101条における事業とみなされ、そのため同条項は建築家間の雇用に適用される。しかし、自営業の建築家とX社の間で締結された協定は、X社と（経済的依存の点で）労働者と同等の状況にあると考えられる個人の間での労働条件に関する団体協約であるため、TFEU101条の適用範囲外となるであろう。この例では、建築家は、収入の90%を相手先（X社）から得ているため、経済的に相手先（X社）に依存している。したがって、彼らはX社の不可欠な部分を形成しているとみなすことができる。

...>3.2. 労働者と「肩を並べて」働く単独自営業者

(26)同一の取引先で労働者と同一または類似の業務を「並行して」行う単独自営業者は、労働者と同等の状況にある。これらの単独自営業者は、取引先の指示の下でサービスを提供し、取引先の活動の商業的リスクを負わず、当該経済活動の遂行に関して十分な独立性を享受していない。労働者と肩を並べて働く自営業者の契約関係を雇用関係に再分類すべきかどうかは、管轄の国家当局/裁判所が決定することである。しかし、自営業者は、労働者に分類されない場合でも、労働条件を改善する目的で団体協約を締結することができるはずである。このことは、団体協約（またはそのような協約の特定の条項）が、同じ部門で活動する労働者と自営業者を対象とするいくつかの加盟国の慣行によって認識されている[25]。

(27)したがって、取引相手と、同じ取引相手のために労働者と「並んで」同じまたは類似の業務を行う単独自営業者との間の労働条件に関する団体協約は、TFEU第101条の範囲外である。同じことが、加盟国の国内法および/または慣行に従って、労働者と自営業者の両方を対象とする団体協約にも当てはまる。

...>事例4

状況： X社はオーケストラのコンサートやその他のクラシック音楽のイベントを開催している。多くの音楽家が、労働者または自営業者として、年間契約に基づいてX社のために働いている。これらの音楽家は、その身分とは無関係に、X社の文化部長から、演奏すべき作品、リハーサルの時期と場所、参加すべきイベントについて指示される。X社は音楽イベント主催者協会の会員であり、X社に勤務する（使用者及び自営業の）音楽家は音楽家協会の会員である。この2つの組織の間には、それぞれの会員の利益を代表する団体協約が結ばれている。この団体協約は、すべての音楽家の最大労働時間を週45時間と定め、同じ週に3回の演奏会を行った後、1日の特別休暇を与えている。

[25] 例えば、Kunstenbond（芸術家組合）とNederlandse Associatie voor Podiumkunsten（オランダ演壇芸術協会）の間で2022年1月1日から2023年12月31日までの期間について締結されたオランダのドラマとダンスに関する労働協定の第14条を参照。 https://napk.nl/wp-content/uploads/2022/03/Cao-TD-2022-2023-V1_ENG_v.2.pdf で入手可能。また、Gospodarska zbornica Slovenije（スロベニア商工会議所）、the Svet RTV Slovenija（RTVスロベニア評議会）and the Združenje radijskih postaj Slovenije ter（スロベニアラジオ局協会）and the Sindikat novinarjev v Slovenije（スロヴェニア・ジャーナリスト労働組合）、available at <http://www.pisrs.si/Pis.web/pregledPredpisa?id=KOLP49>。により、締結されたプロのジャーナリストに関する集団協定の第2条参照。

-----[Start of Page 009]-----

分析：単独自営音楽家は、他の独立請負契約者と同様に、一般的に TFEU 101 条の目的のために事業とみなされ、したがってその規定は彼らとの間の雇用に適用される。しかし、この例で言及されている自営業の音楽家は、従属性と作業の類似性という点で、X社の労働者と同等の状況にある。彼らは、雇用されている音楽家と同じ業務（イベントの音楽を演奏すること）を行い、演奏の内容、場所、時期についてX社から同じ指示を受け、雇用されている音楽家と同様の期間で従事しているのである。したがって、雇用者と「肩を並べて」働くこれらの自営音楽家の労働条件を規制する団体協約は、TFEU101条の適用範囲外である。

...>3.3. デジタル労働プラットフォームを通じて働く単独自営業者

(28) オンラインプラットフォーム経済の出現とデジタル労働プラットフォームを通じた労働の提供は、特定の単独自営業者にとって新しい現実を生み出し、彼らは、彼らが労働力を提供するデジタル労働プラットフォームに対して労働者と同等の状況に置かれていることに気付いた。単独自営業者は、特に顧客に到達する目的でデジタルプラットフォームに依存することがあり、しばしば「申し出を受けるか否か（take it or leave it）〔嫌なら結構〕」という仕事の申し出（work offers）に直面し、報酬を含む労働条件を交渉する余地がほとんどない場合がある。デジタル労働プラットフォームは、通常、単独自営業者に事前に通知または相談することなく、一方的に関係条件を課すことができる。

(29) 最近の判例と国内レベルの立法の進展は、そのような単独自営業者の労働者との比較可能性についてさらなる示唆を与えている。雇用上の地位の分類に関する事例では、各国の当局/裁判所は、サービス提供者のある種のプラットフォームへの依存、あるいは雇用関係の存在さえも認めるようになってきている[26]。同じように、いくつかの加盟国は、デジタルプラットフォームへの、またはデジタルプラットフォームを通じてのサービス提供者のための雇用関係、または団体交渉の権利の推定を確立する法律[27]を採択した。

(30) 「デジタル労働プラットフォーム」という用語は、ポイント（2）（d）で定義されている。デジタル労働プラットフォームは、他のオンラインプラットフォームと異なり、プラットフォームによって提供されるサービスの受信者の要求に応じて、単発または繰り返し、個人によって行われる労働を組織するものである。個人によって行われる労働を組織することは、最低限、デジタル労働プラットフォームと契約関係を持ち、特定のタスクを実行することが可能な個人による労働の供給とサービスの需要をマッチングする重要な役割を意味するはずで、支払い処理などの他の活動を含むことができる。個人の労働を組織せず、サービス提供者がエンドユーザーに到達するための手段を提供するに過ぎないオンラインプラットフォーム、例えば、サービスの提供や依頼を広告したり、特定の地域で対応可能なサービス提供者を集約して表示するなど、それ以上の関与がないものは、デジタル労働プラットフォームとはみなされるべきではない。例えば、特定の地域で対応可能な配管工の詳細を集約・表示し、顧客が必要に応じて配管工に連絡し、サービスを利用できるようにするだけのプラットフォームは、配管工の労働を組織化しないため、デジタル労働プラットフォームとは見なされない。

>デジタル労働プラットフォームの定義は、人・物の輸送や清掃など、個人が行う労働の組織化が必要かつ不可欠であり、単に小規模で純粋に付随的な構成要素ではないサービスの提供者に限定すべきである。

>[26] 9つのEU加盟国、スイス、および英国における判例法の詳細な概要については、Hie l, C., 'プラットフォーム労働者の分類に関する判例法。ヨーロッパ間の比較分析と暫定的な結論', Comparative Labour Law & Policy Journal, 2 May 2021, https://papers.ssrn.com/sol3/paper.cfm?abstract_id=3839603.

>[27] 例えばスペインを参照。2021年5月11日付勅令-法律9/2021、2015年10月23日付勅令2/2015によって承認された労働者憲章の再構成テキストを修正し、デジタルプラットフォームの分野における流通に従事する者の労働権を保障する、2021年5月12日の官報No113、ページ56733から56738、またはギリシャを参照せよ。労働保護に関する法律4808/2021-独立機関「労働検査」の設立-仕事の世界における暴力及び嫌がらせを排除するための国際労働機関条約第190号の批准-仕事における労働安全及び健康のための促進的枠組みに関する国際労働機関条約第187号の批准-仕事と生活の調和に関する欧州議会及び理事会の2019年6月20日の指令(EU) 2019/118の実施。および労働社会省のその他の規定とその他の緊急の取り決め、官報 A' 101/19-6-2021. 30.9.2022 EN 欧州連合官報 C 374/9

-----[Start of Page 010]-----

>(31) これらの考慮事項に照らして、労働条件に関する単独自営業者とデジタル労働プラットフォーム間の団体協約は、TFEU101条の適用範囲外である。

...>事例 5

>状況：配車サービス (ride-hailing) プラットフォームで働く運転手のグループが、運転手の労働条件を改善する団体協約を締結する目的で、配車サービス・プラットフォームの地域協会と交渉を開始する。ドライバーとの交渉に入る前に、配車サービス・プラットフォーム (協会のメンバー) は、交渉戦略を調整する。ドライバーとの交渉戦略を協議する一方で、配車サービス・プラットフォームは、乗車単価の下限を取り決める可能性についても協議する。最終的に、プラットフォーム協会とドライバーの交渉は決裂し、団体協約は締結されなかった。その後、配車サービス・プラットフォームの協会は、消費者のために1乗車あたりの最低価格を10ユーロとする決定を採択した。

>分析：配車サービス・プラットフォームは、協会を通じて、ドライバーの労働条件を改善することを目的としたドライバーとの団体協約の交渉を試みている。自営業の運転手とプラットフォーム協会の交渉は、協定の締結の有無にかかわらず、TFEU101条の適用範囲外であると考えられる。運転手との交渉に先立つプラットフォーム間の調整も、そのような調整が本ガイドラインの対象となる団体協約の交渉に必要かつ適切である場合に限り、同じことが適用される。

>ただし、消費者に請求される乗車1回あたりの最低価格に関連するプラットフォーム間の協議は、労働条件には関係しない。配車サービス・プラットフォームは互いに競争しているので、競争者間の価格設定に関するこのような調整は、目的によって101条TFEUを侵害する可能性がある。いずれにせよ、配車サービス・プラットフォームの協会が採用した、乗車あたりの最低価格を設定する決定は、単独自営業者とその取引先/関係者との集団交渉の結果ではないため、本ガイドラインの範囲外である。これは、団体のメンバーであるプラットフォーム (取引先) 間の合意の結果である。逆に、自営業の運転手とプラットフォーム協会が、運転手の最低料金または固定料金 (報酬) を1乗車あたり10ユーロ (その費用が消費者にどのように転嫁されるかにかかわらず) と集団的に合意していた場合、その合意は労働条件に関するものとみなされ、TFEU101条の範囲外となるであろう。

..>4. 欧州委員会の執行の優先順位

>(32) 場合によっては、労働者と同等の状況にない単独自営業者は、相手方に対して弱い交渉立場にあるため、労働条件に影響を及ぼすことが困難な場合がある。したがって、たとえ団体協約がTFEU101条の適用範囲外であると仮定できないとしても、これらの自営業者は、本ガイドラインのセクション3.1、3.2、3.3で言及したカテゴリーの自営業者が直面する困難と同様の困難に実際に直面する可能性がある。このため、欧州委員会は以下の部類の団体協約に対して介入することはない。

...>4.1. 単独自営業者が、一定の経済力を持つ相手方との間で締結する団体協約

>(33) 一定レベルの経済力、すなわち購買力を有する相手方／企業と取引する単独自営業者は、労働条件に影響を及ぼすための交渉力が不十分な場合がある。その場合、団体交渉協定は、両者間の交渉力の不均衡を是正するための合法的な手段となり得る。

-----[Start of Page 011]-----

>(34) したがって、欧州委員会は、そのような交渉力の不均衡がある場合、単独自営業者とその取引先との間の労働条件に関する団体協約に対して介入しない[28]。このような不均衡は、次のいずれかの場合に推定される。

>(a) 単独の自営業者が、ある部門または産業全体を代表する1つまたは複数の相手方と団体協約を交渉または締結する場合。

>(b) 単独の自営業者が、年間売上高および／または年間貸借対照表合計が200万ユーロを超える、または従業員数が10人以上の相手方、あるいは共同でこれらの閾値を超える複数の相手方と、団体協約を交渉または締結する場合[29]。

>(35) 交渉力の不均衡は、個々の基本的な状況に応じて、他の場合でも存在する可能性がある。

...>事例6

>状況： X社、Y社、Z社は、自動車のメンテナンスと修理のサービスを提供している。X社の総売上高は70万ユーロ、Y社の売上高は100万ユーロ、Z社の売上高は50万ユーロである。独立したサービス供給者としてこれらの会社で働いている自営業の技術者たちは、低い報酬と劣悪な安全条件に不満を抱き、労働条件を改善するためにX社、Y社、Z社と共同して交渉することにした。3社は、自営技術者との団体協約はTFEU101条に違反すると主張し、交渉を拒否した。

>分析： 自営技術者と自動車サービス会社3社は、いずれもTFEU第101条にいう事業者である。X社、Y社、Z社は、いずれも本ガイドラインのポイント(34)で規定された200万ユーロの売上高の閾値を満たしていないため、交渉力の不均衡の推定は当てはまらない。(34)に定める200万ユーロの売上高に満たないため、X社、Y社、Z社が単独で交渉する場合、交渉力の不均衡の推定は適用されない。しかし、3社が集団で交渉した場合は、3社の売上高の合計が200万ユーロの売上高の閾値を超えるため、この推定は適用される。この場合、欧州委員会は、単独自営技術者と自動車関連サービス企業3社の間の労働条件に関する団体交渉と合意に対して介入することはない。

...>4.2. 国内法またはEU法に基づき自営業者が締結する団体協約

>(36) 場合によっては、国内立法者は社会的目標を追求するために、(a) そのような人々に団体交渉の権利を与えることによって、または (b) 特定の職業の自営業者が締結する国内競争法の範囲から除外することによって、特定のカテゴリーの自営業者が直面する交渉力の不均衡に取り組むために行動してきた。このような国内法が社会的目的を追求している場合、欧州委員会は、国内法が適用される自営業者のカテゴリーに関わる労働条件に関する団体協約に介入することはない。

..>事例7

>状況： 加盟国Aの国内競争法は、文化部門の特定の自営業者が締結する協定をその範囲から除外している。

>分析： 加盟国Aは、社会的目的に基づき、国内競争法の分野別免除を確立している。つまり、適用除外の対象となる個人と、その個人がサービスを提供する事業者との間で結ばれる集団協定は、国内競争法の下では反競争的とはみなされない。したがって、欧州委員会は、国内措置の対象となる単独自営業者が締結する団体協約に対して介入することはない。

>[28] 本ガイドラインは、そのような交渉力の不均衡が存在しない場合、単独自営業者とその取引先/企業との間の団体交渉および協定に関して、欧州委員会の（積極的な）執行優先権を確立すると解釈すべきではない。

>[29] 零細・中小企業の定義に関する2003年5月6日の欧州委員会勧告の付属書のタイトル1に従って算出（OJ L 124, 20.5.2003, p.36）。

-----[Start of Page 012]-----

..>事例8

>状況： 加盟国Bの労働法は、自営業の視聴覚翻訳者がサービスを提供する会社と団体交渉を行う権利を定めている。

>分析： 加盟国Bの国内立法者は、特定の自営業者、すなわち自営の視聴覚翻訳者に団体交渉の権利を明確に認めている。この国内法は、社会的な目的を追求するものであり、これらの自営業者と彼らがサービスを提供する企業との間の交渉力の不均衡を是正することを目的としている。したがって、欧州委員会は、国内法が適用される自営の視聴覚翻訳者が締結した団体協約に介入することはない。

>(37) 同様に、（欧州）連合の法律は、特定の自営業者が、取引先との交渉力の不均衡を是正するために、団体協約に依存する権利を認めることができるだろう。

>(38) これは、欧州議会及び理事会の指令（EU）2019/790（「著作権指令」として知られる）の場合であり、著作者及び実演家[31]は、著作物及び著作隣接権により保護されるその他の対象物の利用に関する独占権を許諾又は譲渡する際に、適切かつ相応の報酬を受け権利を有するとの原則を打ち出している[32]。著作者や実演家は、相手方・関係者に比べて契約上の立場が弱い傾向にあり[33]、指令（EU）2019/790では、著作物の利用に関する契約において公正な報酬を確保するために、彼らの契約上の立場を強化する可能性が規定されている[34]。指令（EU）2019/790は、加盟国に対し、連合法を遵守する限り、（団体交渉を含

む) 様々なメカニズムを用いてこの原則を実施する柔軟性を付与している[35]。

>(39) 本ガイドラインの(38)項で言及されている指令(EU) 2019/790の規定に沿って、当該指令の他の規定を損なうことなく、欧州委員会は、当該指令に従って採択された国内措置に基づき、自営業の作家又は実演家はその取引先/関係者と締結した団体協約に対して介入しないものとする。

>[30] デジタル単一市場における著作権及び関連する権利に関する2019年4月17日の欧州議会及び理事会の指令 (EU) 2019/790、指令96/9/EC及び2001/29/ECの改正 (OJ L 130, 17.5.2019, p.92).

>[31] すべての著作者及び実演家は、コンピュータ・プログラムの法的保護に関する2009年4月23日の欧州議会及び理事会の指令2009/24/ECの第2条の意味におけるコンピュータ・プログラムの著作者を除いて、指令 (EU) 2019/790の第18条の対象となる (OJ L 111, 5.5.2009, p. 16) 。指令(EU)2019/790 の第 23 条(2)。

>[32] 指令(EU)2019/790の前文 (recital) (72)及び第18条(1)。同指令の説明 (73) も参照。それによれば、著作者と実演家の報酬は、「著作物又は他の主題全体に対する著作者又は実演家の貢献と、市場慣行又は著作物の実際の利用など、本件の他のすべての状況を考慮して、許諾又は譲渡される権利の実際又は潜在的な経済的価値に適切かつ比例する」べきである。

>[33] 指令(EU)2019/790 のレンタル(72)。

>[34] 団体交渉は、指令(EU) 2019/790の第19条(5)、第20条(1)、第22条(5)に規定する場合にも使用されることがある。

>[35] 指令(EU)2019/790 の前文 (recital) (73)及び第18条(2)。特に、前文(73)は、「加盟国は、適切かつ比例する報酬の原則を、団体交渉やその他の仕組みを含むことができる異なる既存の仕組みまたは新たに導入される仕組みを通じて自由に実施すべきであるが、当該仕組みが適用されるEU法に適合していることを条件とする」と規定している。

-----[Start of Page 013]-----

>(40) 本ガイドラインのポイント (39) は、団体経営組織又は独立経営体 (36) の活動の文脈で締結された団体交渉には適用されない。なぜなら、これらの活動は、欧州議会及び理事会の指令2014/26/EU (37) の対象となり、EU競争規則 (38) の適用を害することなく適用され続けるからである。

..>事例9

>状況： Y社は、新聞や雑誌の出版社である。フリーランスとして働く複数のジャーナリストが、同社の出版物に記事を寄稿している。会社は各新聞や雑誌に掲載された記事に基づいて記者に報酬を支払っている。ジャーナリストは、Y社から受け取る報酬の水準に満足していないため、Y社から支払われるロイヤリティ (報酬) を20%増加させるよう交渉し、合意した。

>分析： 本ガイドラインに従い、欧州委員会は、単独営業者 (フリーランス) ジャーナリストとY社が締結した団体協約は、指令 (EU) 2019/790に従って締結されているため、これに対して介入することはない。

>[36] 「集団管理組織 (Collective management organisation) 」とは、法律により、または譲渡、ライセンス、その他の契約上の取り決めにより、複数の権利者に代わって、それらの権

利者の集团的利益のために、著作権または著作権に関連する権利を、その単独または主目的として管理する権限を有する組織で、以下の基準の一つまたは両方を満たすものを指す。(a) 構成員によって所有又は管理されていること (b) 非営利ベースで組織されていること。「独立管理団体」とは、法律により、又は譲渡、ライセンス若しくはその他の契約上の取決めにより、複数の権利者のために、これらの権利者の集团的利益のために、著作権又は著作権に関連する権利を管理する権限を有する団体で、その単独又は主要な目的として、以下の条件を満たす団体をいう。(a) 直接又は間接に、全部又は一部を問わず、権利者が所有又は支配しておらず、かつ(b) 営利を目的として組織されているもの；指令 2014/26/EU の第3条の(a)及び(b)点（脚注(37)を参照）。

>[37] 内国市場でのオンライン利用のための著作権及び関連する権利の集団管理並びに音楽の著作物の権利の多地域ライセンスに関する2014年2月26日の欧州議会及び理事会の指令2014/26/EU (OJ L 84, 20.3.2014, p.72).

>[38] 指令2014/26/EUの前文(56)。